

経理部門の基本有用情報

太陽 ASG 今月の経理情報

番 外 編: 改正育児・介護休業法の全面施行

平成21年6月に改正、翌年に施行されていた改正育児・介護休業法が、従業員数が常時100人以下の企業にも平成24年7月1日より施行されます。(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、法)附則2,平成22年3月25日政令第40号)

主な規定の適用日

制度	従 業 員 数	
	101 人以上	100人以下
短時間勤務制度の義務化	平成 22 年 6 月 30 日	平成 24 年 7 月 1 日
所定外労働の免除の義務化		
介護休暇の創設		
子の看護休暇の拡大		平成 22 年 6 月 30 日
パパ・ママ育休プラス		
産後8週間以内の父親の育休取得促進		
労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止		

(厚生労働省 HPより)

この7月1日より従業員数が常時100人以下の企業にも次の制度が適用されます。

(1) 短時間勤務制度(所定労働時間の短縮措置)

事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければなりません。(法 23①)この短時間勤務制度は、就業規則に規定されるなど、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。

短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間(5時間45分から6時間まで)とする措置を含むものとしなければなりません。7時間とするのみでは認められません。 (併用なら可)

(2) 所定外労働の制限(法16の8)

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

(3) 介護休暇(法16の5)

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行う従業員が申し出た場合、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得させなければなりません。介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。

お見逃しなく!

(2) 所定外労働の制限と(3) 介護休暇は原則として対象家族がいる社員全員が対象となります。 7月1日の全面施行に向けて、現在の制度や就業規則の見直し等、準備が必要です。